

兵庫県環境審議会廃棄物部会 議事録

日 時 令和3年3月22日(月) 13:30~15:30

場 所 ラッセホール 5階 サンフラワー

議 題 (1) 報告
・兵庫県廃棄物処理計画の進捗状況について
・兵庫県(瀬戸内海・日本海)沿岸海岸漂着物・漂流ごみ等対策推進地域計画について
(2) 意見交換
・兵庫県廃棄物処理計画の改定に向けた方向性について
・プラスチックごみ対策について

出席者	部会長	盛岡 通	委員	西村 多嘉子(WEB)
	委員	幸田 徹	委員	藤田 正憲
	委員	小林 悦夫	特別委員	岡本 孝子
	委員	武本 佳弥	特別委員	新澤 秀則
	委員	中野 加都子(WEB)	特別委員	花嶋 温子
	委員	西浦 道雄	特別委員	東浦 知哉

欠席者	委員	政井 小夜子	特別委員	原 孝
-----	----	--------	------	-----

事務局	環境管理局長	菅 範昭
	環境整備課長	石岡 之俊
	環境整備課副課長兼廃棄物適正処理班長	加藤 朋子
	環境整備課循環型社会推進班長	馬場 敏郎
	環境整備課循環型社会推進班主査	中坪 良平
	環境整備課循環型社会推進班主査	尾崎 成
	環境整備課循環型社会推進班主任	田代 愉美

会議の概要

- 委員、特別委員 14 名に対し、過半数を超える 12 名の出席があり、兵庫県環境審議会条例第 6 条第 5 項で準用される第 5 条第 2 項の会議成立要件を満たしているとの報告がなされた。
- 資料の確認
- 傍聴者なし

議題（１）報告：兵庫県廃棄物処理計画の進捗状況について

○ 事務局（環境整備課循環型社会推進班長）の説明を聴取した。（資料１）

（主な発言）

（中野委員）

中国が廃プラスチック輸入をとめて４年目となるが、輸入規制による国内での滞留等の影響を、兵庫県でも受けているようなことはなかったか。

（石岡課長）関西域はもともと廃プラスチックの排出量がかなり少なく、環境省の調査等でも滞留はほとんどなかったとのことである。一時的に滋賀県で滞留があったようだが、幸いにして県内での不法投棄等の影響はなかった。不法投棄で多いのは建築廃材である。

ここで資料を１点訂正願いたい。資料１の表１６の不法投棄は「不法投棄等」であり、不法投棄だけでなく不適正保管等を含む通報件数である。

（中野委員）

関連して、昨年からコロナの影響で食品包装や医療品関係、マスクなどプラスチックごみは増えていると思うが、それによる最近の目立った影響などはみられないか。

（石岡課長）

レジ袋が有料化され、河川等に落ちているレジ袋は目立って減ったが、最近になってマスクが安価になったこともあり、捨てられたマスクが道端に落ちていることが多くなった。マスクが白いので目立つようである。

（新澤委員）

一般廃棄物最終処分量の２４％減少や産業廃棄物最終処分量の２０％減少などについて、絶対量としては少ないのかもしれないが、パーセントとしては大きな数字なので、その原因等を書いた方がよい。また、４ページの表３にある可燃ごみ指定袋の「市場価格」という表現がわかりにくいので表現を変えた方がよい。また、電子マニフェスト加入数の８,３５２事業者は、全体の何％程度か。

（石岡課長）

１点目、一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分量減少の原因については、理由はあるので書くようにする。２点目、可燃ごみ指定袋の「市場価格」については、単に売られている袋との違いが分からないので、説明を加える。３点目、電子マニフェストについては、分母がはっきりしないが年々増加している。今年の４月からは、感染背廃棄物等の特別管理産業廃棄物を年間５０ｔ以上排出する事業者はすべて電子マニフェストになったので、今後も件数は増えると予想される。また県内の建設事業者中心に加入が増えているようである。

（盛岡部会長）

最終処分量は、環境基本計画の進捗の数値目標と連動している可能性もあるので、丁寧に評価して、進捗としてまとめてほしい。

（藤田委員）

水環境の視点から言えば、海ごみ対策の推進やクリーンアップキャンペーンに関係して、海ごみの漂着物の中にプラスチックごみがどの程度あるのか把握しているのか。今後、プラスチック対策として排出抑制をするのであれば、減ったかどうかを見ていかないといけない。今はなくてもいいかもしれないが、将来的には統計を取っておかないといけないだろう。

(石岡課長)

漂流・海底ごみについては、人工物と天然物に分けて推計しており、それぞれ半分程度で、プラスチックごみは、漁具等も含んで全体の約40%である。集計はしているので後ほど説明させていただく。

(盛岡部会長)

全体の約40%ということは、人工物の中ではかなりの割合ということか。

(石岡課長)

そのとおり。

(盛岡部会長)

ご意見を踏まえたうえで、進捗という形でまとめていただきたい。

(岡本委員)

一般廃棄物の再生利用率が横ばいの理由は何かあるのか。

(石岡課長)

はっきりとは分からない。市町でもリサイクルや分別収集をすすめているが、なかなか上がらない。兵庫県の場合、他府県と比べて事業系のごみが多く、特に都市部が多い。最近でこそスーパー等で分別回収に取り組んでもらっているが、事業系の取組がまだ不十分なことが原因かもしれない。なお、再生利用率が全国的に20%というのも、自治体によりまちまちで、高いところから低いところまである。高いところはセメントリサイクルの原料やガス化して、再生利用率が100%となっている。また、集計方法についても、環境省が明確な集計方法を示していないので、取扱いがまちまちになっている。これについては、元になる環境省実態調査の検討会が行われており、再生利用率の考え方も変わる可能性もある。

(盛岡部会長)

一般廃棄物という性格上、基礎自治体の仕事を中心になると思うが、そうあっても、県としては連携してすすめていく立場なので、全県一体として説明しながらも、地域の特性で、例えば五国で見ると等の準備は必要ではないか。

(小林委員)

廃棄物処理計画には、一般廃棄物と産業廃棄物の目標以外に、施策としては体系的・横断的に整理されているが、進捗状況の報告では、一般廃棄物と産業廃棄物に分けて大雑把に書いている。例えば災害廃棄物については産業廃棄物については書かれていないし、不法投棄等の適正処理対策については産業廃棄物のことだけで一般廃棄物について書かれていない。また、不法投棄については事業系一般廃棄物について対策についてどこにも書か

れていない。報告書の整理のし直しをしないと、片手落ちになる可能性がある。

(石岡課長)

報告書の作り方を再度検討したい。

(盛岡部会長)

限られた時間内での意見ではあるが、意見を踏まえて厚みのある報告書にしてほしい。

議題（１）報告：兵庫県（瀬戸内海・日本海）沿岸海岸漂着物・漂流ごみ等対策推進地域計画について

○ 事務局（環境整備課循環型社会推進班）の説明を聴取した。（資料２）

(主な発言)

(藤田委員)

漂流ごみ・海底ごみの対策はモデル事業として実施されたようだが、例えばプラスチックごみゼロアクションを進めていくのであれば、毎年、漂着ごみが減っていくことを見せていかないと、目的が達せられないのではないかと。単にモデル事業だけに頼ってしまうのがいいのか。なんらかの形で県の計画の中に盛り込んで、毎年やるという形にもっていかないと、自分たちのやっている施策が正しかったのかどうかが見えてこないのではないかと。なんらかの計画があるのであれば教えてほしいし、他の委員から意見をいただいてもいい。

(石岡課長)

平成 30 年度のモデル事業は、漁協と組んで底引き網に引っかかった海底ごみを対象に行ったもの。海岸漂着物については平成 26 年から継続して続けている。ほとんどが県の海岸で、海岸管理者が回収して処理を行っている。その量が、先ほど説明した「(3)海岸漂着物の回収状況等」である。この結果については、広く知らしめる必要があるので、クリーンアップキャンペーンでの回収量等とまとめて県のホームページで毎年公表していくことにしている。

(藤田委員)

読み切れなかったのは、「(3)海岸漂着物の回収状況等」の量は分別されているのか。

(石岡課長)

人工物と天然物の２種類くらいには分別しているが、詳細に分別したのは平成 30 年度に漁協と協力したモデル事業がはじめてである。これについては、令和元年度も実施し、今年度も漁協の協力を得て、増やした形で実施している。

(藤田委員)

県としてプラごみゼロアクションを実施した結果、明らかに下がったことが見えてこない、何をやっているのかという話になりかねない。水環境でも漂着ごみは大変だが、量でしか捉えていないので、廃棄物の場合はプラスチックに絞って統計をしっかりと取っていく必要があると感じる。

(小林委員)

漂流ごみ・漂着ごみ処理について、洲本市と五色漁協との連携では、どこが費用負担す

るのか。

(石岡課長)

回収については漁業者のボランティアで協力いただいたのでゼロだが、回収ごみの処理については、平成30年度のモデル事業では7/10が環境省補助金で、残りの3/10を県と市町とで半分ずつ負担した。今年度からは10/10になり、漁業者がボランティアで回収したごみを市町が処理する場合は、すべて環境省補助金で行えることになっている。

(小林委員)

海の管理責任がどこにあるのか、昔から環境省に言っている。環境省は沿岸の地方自治体と言ってくる。海の上には、府県境界もなければ県有地もなにもない。海の上は国土法に基づく国の管理区域のため、そこでやる事業についての費用は、国交省でも環境省でも、事業をお願いするのであれば委託費であって補助金でないと言っている。補助金は、事業主体があつて、そこに出すので補助金であり、筋違いである。これについて地方自治体があまり反発しない。地元住民からの突き上げがあつてやむを得ず地方自治体がやっつてしまつては、はっきりしていかないと、なし崩し的にやられる恐れがある。閉鎖性海域対策室には強く言っている。瀬戸内法の中にも沿岸市町がやれという書き方をしている。これは法律違反だと強く言っている。明確にしていかないと、責任分担がはっきりしないということで終わつてしまう。国交省には、海域の上に府県境を作れと、その権限は各府県に持たせろと言っている。権限を国が持つていて処理だけを府県にやれというのはもつてのほかだと言っているので、そのあたりを明確にした方がよいと思う。

(石岡課長)

おっしゃるとおり。平成26年度に始まつた時はすべて基金事業という形で10/10を国が持つていたが、その後、補助金という形に変えて、平成27年度からは7/10(8/10の時もあつた)になつて、国の出す率が下がつてきた。県としては10/10に戻すよう県単の要望でも国へ要望しているのでご了解いただきたい。

(盛岡部会長)

これから事業が増えていき、しかも分別して割合を調べて、プラスチックの観点から論じていくとなると、かなりの費用が発生してくることは事実である。

(新澤委員)

改定の報告という理解でいいのか。例えば、プラスチックごみゼロアクションだと、プラスチック新法の考え方が入っていない。新法は、拡大生産者責任が強化されたものになつてはるので、書きぶりがだいぶ変わつてくると思う。

(漂流ごみ・海底ごみについて) 法的には責任が明確でないと説明されたが、ものを見れば誰が使つたものかはだいたい分かり、免れようがないので、もう少し主体の役割をなぜはつきり書かなかつたのか。何年か前に、エコひょうごに組成の分析結果が載つていて、それによると肥料を入れるプラスチックのカプセルがかなり多かつたり、牡蠣を作るときに使うものとか海苔を作るときに使うものとか、ものを見ればどこから出てはるか大体分かるので、そういったことをもう少しはつきり書かなかつたのかと思う。

基本的には、藤田委員が言われたように組成をデータとしてとることが必要だと思ふ。

(花嶋委員)

プラスチックごみゼロアクションに、レジ袋とか農業由来とかペットボトルとか書いてあるので、これらが多いという根拠がないと、いわれ無き非難かもしれない。そのあたりの調査はしっかりされたのか。大阪府内の川のごみ調査をした際に、ペットボトルやレジ袋も多かったが、明らかに排出された生活ごみのようなものが多く、どこから来るのか不思議だった。何らかの根拠があってここに書いてあるという形でないと、なんとなくでは、いわれ無き根拠に基づいたペットボトルやレジ袋の風評被害かもしれない。

(石岡課長)

レジ袋やペットボトルについては、重さではなく数がとにかく多い。レジ袋に土を巻き込んだものとか、海底にはそういったものが多い。ペットボトルも当然沈んでいる。数的に目立つのがペットボトルとレジ袋である。今年度から、瀬戸内海と日本海沿岸で細かな組成調査を開始している。まだ結果は出ていないが、継続して続けていきたいと考えている。

議題（２）意見交換：兵庫県廃棄物処理計画の改定に向けた方向性について

○ 事務局（環境整備課循環型社会推進班長）の説明を聴取した。（資料３）

(主な発言)

(西村委員)

資料３から４にまたがって発言したいが、資料３の「プラスチック資源循環の促進」のところへ、主体を明確にする必要があるということ強く感じる。資料１の進捗状況の報告を聞いても、結局は、国から県、県から市町へ下りていくわけで、市町になれば自治体によって条件が大きく違ってくる。行政、製造者、卸、小売、そしてサービスといった事業者、及び一番重要な市町の住民の役割を具体的に明確にして、循環実現のために必要な施策を頭において、さらに詳しく、しかし詳しいのも一つ大きな問題があって、例えば芦屋市の詳しいごみのハンドブックが毎年市民に配られているが、ここまでやっているのに、どうしてこの報告内容になっているのだろうか。市町の住民への対応をもっと具体的な、例えばごみステーション問題とか、ごみ袋を指定するとかしないとか、あるいはレジ袋の販売関係について、寄付の問題が出ているが、寄付は自発的なようだが、紙袋も有料、レジ袋も有料、しかも価格がまちまちという、百貨店やスーパーやコンビニなどでバラバラの状況では、市民や町民はなにがどうなっているかと思うので、このあたりを詳しくできる方法がないか考えている。これは総論です。

(中野委員)

今年、国内で大規模なボトル to ボトルのリサイクル工場ができると聞いており、県内でも高砂に大きな工場ができると聞いている。そのこと自体はすごく良いことだと思うが、例えば一部のコンビニでペットボトルの回収に応じればポイントがもらえるなどの策がとられているが、そういった策は、ある意味でペットボトルの利用を促進してしま

う面もあると思う。ボトル to ボトルの工場ができたから、安易にペットボトルを使用するというライフスタイルを肯定的に見る面もあると思う。関西広域連合や兵庫県、神戸市で取組んでいるマイボトル運動など、もともとやっていることがあるので、今後、より一層、3Rの中でも、リデュース、リユース、リサイクルの優先順位をはっきりさせて、ペットボトルの利用をゼロにするのは無理だと思うが、リデュース対策を最優先するということをはっきりさせたうえで、それでも出てくるものはボトル to ボトルに導くなど、その優先順位を検討して、よりはっきりさせて欲しい。

(東浦委員)

新たな廃棄物処理計画の策定にあたり、廃棄物に関わる事業者団体として申し上げる。焼却処理に対する環境行政全般の様相が変化している。焼却は処理手段として不可欠だと理解されているものの、昨今、バイオマスは焼却してもフェアだが、油やプラスチックの焼却は極力減らして欲しいと要請される。現政権の脱炭素化への強い意思が感じられる。我々としても社会や行政が求める方向に沿って事業を展開したいと考えている。しかし、これまでの廃棄物処理計画では、最終処分量が重点評価項目である。プラ等を焼却すれば減量化できるがCO₂が増える。埋立てればCO₂は計上されない。CO₂対策に急進的な欧州は歴史的に埋立て処分に依存する国が多い。埋立てを推奨しているのではない。カーボンニュートラルを目指すにあたって、複数の評価項目とプライオリタイゼーションが必要ではないか。何と何と何を評価の対象とし、どのような重みづけとするかが明確に示されれば、事業者は設備投資を含めた事業のあるべき進路を判断しやすい。また、排熱回収等によりエネルギー再利用を図る事案において、発電した電力を利用してもらえる機会が乏しい。事業者の環境配慮の取組と行政のゼロカーボンシティへの取組がうまく組み合わされる支援を期待したい。以上である。

(盛岡部会長)

2050年という目標が設定されているようにみえるが、2030年の目標も今後明確になっていくので、移行過程も含めて、ゼロカーボンの流れは日本もだいぶ追いついてきたと思うが、国際的にも変わってくる。廃棄物処理計画の改定において、そのゼロカーボンの思考性を踏まえたセッティングもしないといけない時代に入りつつあると思う。その点が今日の説明では明確でなかったと思う。その点をどう捉えるかはこれからの議論だが、少なくとも総合部会の課題とはしないで、廃棄物部会でも受け止める姿勢をもちたいと思う。

(小林委員)

プラスチック問題で大きな話題性があるのは、ひとつはゼロカーボン、もう一点は海洋プラスチック問題。この2つをきちっと切り分けて、何が対策であるかを整理していく必要がある。他の委員会等でもそうだが、この問題を混同している。例えばバイオマスプラスチックはゼロカーボン対策であって海洋プラスチック対策ではない。逆に生分解性プラスチックは海洋対策であってゼロカーボン対策ではない。それらが、環境省や経産省の資料でも混同されている場合が多くあるので、明確にしていく必要がある。インターネット

ト等で、これらの混同が問題であるという指摘が多くある。計画の改定にあたっては、明確にしていく必要がある。

もうひとつは、生分解性プラスチックにしても、水で分解するもの、土壌細菌で分解するもの、空気中で太陽光によって分解するものなどがある。これらも混同されているので整理しないと、なんでもいいという誤解を与えかねない。

(菅局長)

東浦委員、小林委員からあったように、ひとつは温暖化対策で、兵庫県は2050年にCO₂ゼロを表明しているが、どういう方向で削減していくかについて、2030年は先日計画をまとめた中で示した。2050年については、方向性については示したが、引き続き議論を深めていく必要があると考えている。小林委員からのご指摘にあったように、海ごみとカーボンニュートラルをどういう風に切り分けていくのか、また、最終的なあるべき姿と、どういった途中経過を通していくかについて、東浦委員からのご指摘にあったところかなと思う。我々の中でも議論が堂々巡りで、まだクリアになっていないところがある。西村委員からのご指摘にあったように、市町なり県民の皆様に、実際に行動に移していただかないといけないが、分解して細かくしただけでは、なかなかご理解いただいて行動に結びつけるは難しいので、なんらかの形で分かりやすくしていかないといけない。まだ見えていないところがあるので、引き続きアドバイスをいただきたい。

(盛岡部会長)

どなたも正論を言われているので、正論をどう具体化するかは、これからの審議の過程でさらにご意見をいただきたいと思う。西村委員が最初に発言いただいたように、主体の役割がどうあるかというのは、計画の中でいうと後段にあたることが多いが、最初からどうやって取組むかという出口戦略から、敢えて取組んでみてはどうかというのが、西村委員のご意見だと思う。そういう見方も含めて、この後にご議論いただきたい。

(武本委員)

プラスチックの資源循環に関しては、海ごみに関しては国民への理解や参画が必要になってくると思うが、製造業者から排出される廃プラスチック類に関しては、排出するところから分別の徹底をしていただかないと、焼却せざるを得ない、いろいろなものが混ざってしまっている廃プラスチック類は、今までのように中国に出せない状態が続いている。ペットボトルなど分別しやすいものは資源に変わっている。ボトル to ボトルも増えてきている。大手家具メーカーでも絨毯を作っている。商品化がしやすい、原料に戻しやすいと思うが、盛岡部会長が言われたように、廃棄されるところを意識したものの作り方をもう少し考えるようなアクションを考えてもらえると、廃棄物処理の業界としてはそう思う。サーキュラーエコノミーの形にもっていくにしろ、排出段階からある程度分別されていると処理がしやすいのに、そこで一旦混ざってしまったものは、どう考えても分別ができない、選別ができないという、役割の話になってくる。国民に対しては海ごみに対してポイ捨てをするとか、プラスチックをあまり使うとか、レジ袋もスプーンも有料化が効果的だと思うが、事業者に対しては別の話だと思う。パナソニックのように、分別のしやす

い家具とか小型家電とかに、設計の段階から変えていっているが、国民のレベルで排出・廃棄するときに分別しやすいもの作りを事業者ベースで考えていけるような方向性をもう少し具体的なものがあればよいと思う。

(幸田委員)

少しピントがずれているかもしれないが、レジ袋の有料化が去年から開始され、非常に良いことだと思うが、昨年有料化された際に万引きが増えるのではないかと感じていた。実際に、最近ネットなどを見ていると万引きが急激に増えていると、マイバッグに入れても分からない。高価なものや、ユニクロなどシステム化されているところでは精算せずに店を出ようとする感知されるが、普通の小売店などではそういったシステムは組めない。今後万引きが増えると、逆方向に流れが向くかもしれないので、レジ袋の有料化をさらにすすめる上でも、万引き対策なども盛り込んだような新たな計画、警察、産業界、その他関係部局ともコラボするような発想も入れていただく必要があると思う。

(盛岡部会長)

今回の改定のポイントとして、プラスチックと新たな数値目標の設定を入れているが、数値目標の設定自身がポイントになるのかは分からないが、資源循環、サーキュラーエコノミーの徹底を明確な指標をもって進めるということだと思う。もう一つ、災害廃棄物については前回改定しているが、この5年間進めた過程で、それでも不十分などところがないかどうか心配などところがある。計画を策定していない市町もある。前回の時点での災害廃棄物の論点より、今後はプラスチック対策も含めた災害廃棄物対策というハイブリッドな論点が出てくると思う。それは先に読んでおかないといけないと思うし、数値目標の設定とは書いてあるが、先程来の議論の中で、資源循環のプライオリティセッティングをもっと明確にすることと、脱炭素、カーボン対策の部分も織り込んで展開していくという、大変重要な目標設定をするということ、委員からは意見が出ている。そういう面で見ると、改定のポイントが2点あるいは3点でいいかどうかについて、再度委員からご意見をいただきたい。スタートの時点で挙げておかないと事務局が対応できない。

(小林委員)

数値目標の改定の段階で、ベースとなる実態がどこまで把握できているかが一番重要な問題だと思う。特に、産業廃棄物の量の実態がなかなか把握できていない。以前、経産省と環境省の合同委員会で低炭素推進行動計画の業界別ヒアリングを毎年やっていたが、その中で、いつも産業廃棄物処理協会のデータがなかった。どうやって実態把握をしているかという、アンケート調査の結果から推計している。アンケートした場合、回答するのはそれなりにやる気のあるところしか回答してこない。やる気のあるところが回答した数値を、やる気のない全社に対して推計するのは大間違いだと言っている。今のところ、それしかないのが実態。廃棄物対策として何かいい方法を考えないといけない。例えばPRTRのような届出制度を作って、産業廃棄物業界から報告書をとるとかしないといけない。兵庫県だけの問題ではないのかもしれないが、どこかの県が前に立ってやって、業界

に協力していただくとか、何か考えていかないと、廃棄物対策が前へ進んでいかないのではないか。

(盛岡部会長)

環境整備課では多量排出事業者への調査はやっていると思うが、量が少ないところに対して網をかぶせる制度的な枠組みがないことは、従前から指摘されていることである。新しい踊り場になっているからこそ、何らかの政策的、ある種調査が必要だという論理立てをしないと、単純に調べないといけないというのは、関係者がいる以上難しいと思う。

(石岡課長)

多量排出事業者については、毎年報告を求めているので、排出量に対しては約8割をおさえられている。中小事業者については、処理計画を策定するため、5年に1回、特定の業種からピックアップして排出量の調査を行っている。そこから推計するが、先ほだのご指摘のように、特に産業廃棄物の部分は、県内処理なのか県外処理なのか、脱炭素を考えた場合には処理の方法までおさえなくてはいけない。今回の処理計画では実際の処理業者の方に、県内から入ってきたものを処理しているのか、県外に出て行って処理しているのか、処理方法についてはどういった処理方法なのか、焼却なのかリサイクルなのかといったことも、あわせて調査したいと考えている。

もう1点、廃棄物の視点で見るとリサイクルは良いことだが、リサイクルをするためにエネルギーがどれだけ使われるのか、もしくは出来たリサイクル製品が、本当に需要があるのかどうか、リサイクルが成り立つためには需要と供給のバランスがないことには、特にプラスチック製品については、国が言うように一辺倒に全てリサイクルに回すといっても、使うものが無ければ回らないのではないか。特に、最近問題になっているのは汚れたプラスチックなど、これまでは中国で処理していたものについての処理方法についても、県として考えていかないといけない。兵庫県ではプラスチックの排出量は少なく、産業廃棄物全体の2%くらいしかないが、これについては後々までおさえしていく必要があると考えているが、これについても少し考え方をまとめさせていただいて、次回の計画改定で提案出来ればと考えている。

議題(2) 意見交換：プラスチックごみ対策について

○ 事務局(環境整備課循環型社会推進班長)の説明を聴取した。(資料3)

(主な発言)

(新澤委員)

資料3と4あわせてコメントしたい。新しくできた法律で県の役割がはっきりしないと私は読んだが、県としては色々やりようがあるのではないかと考えられる。資料4に記載されていないことを検討いただきたい。1つはケミカルリサイクルの拠点を県内に整備してはどうか。自治体が分別してもマテリアルリサイクルではかなりの部分が残渣になり焼却される。これは市民が知れば納得のいかないことだと思う。ケミカルリサイクルの拠点が少ないことが原因の1つといえる。遠方まで持っていくのは現実的ではないし、二酸化炭素排出の観点からも良くないということから考えればリサイクル拠点を県が整備するこ

とは法の中の県の役割としてあり得るのではないかと考える。2つ目は、市町村とリサイクル事業者が重複して分別を行っているところを、新しい法律では中間処理を一体化するというのをうたっている。各市町と事業者が個別に交渉するのは難しいと思うので、県が調整役として関与していくのもこの法律に基づく県の役割として考えられるのではないか。3つ目はカーボンニュートラルについてですが、先ほど盛岡部会長がまとめられたのでそれでよろしいかと思う。4つ目として、石岡課長が言われたバーゼル条約への対応ですが、国の審議会や法律でも全く触れられていないが、きたない廃プラスチックを有害物質と同様に扱うということになり、それに対する対応がどこにもないので、県としても課題として検討してみたいかと思う。

(西村委員)

資料4に関して、先ほど申しました主体別役割分担ということで、マトリックスをイメージしました。そうすると国、県、市町、製造、卸、小売、サービス業、消費者、廃棄物処理業者というように雑に考えただけでも大変な内容になる。しかも各主体それぞれに規模や条件が異なる。それを再整理するということがイメージしてみたが、まだまだ問題があることが分かった。いろいろと調査等を考えているようなので、ぜひそれを進めていただき、さらにそれを再整理しないといけないという大変な仕事が自治体に求められている。これを市民、町民が理解できるような方法が大変重要であり、そこにも力をいれないといけないという壮大なことを考えている。これをイメージできる住民を育てるパンフレットのような分かりやすいものが作れたらいいと思う。

(武本委員)

プラスチックごみゼロアクションとレジ袋の売上金寄付受入についてですが、神戸市で全国初、県内で集めたペットボトルのキャップを使って指定ごみ袋を作成したという事例をご存じかと思いますが、今までは集めたペットボトルキャップはワクチンの寄付等に使われていたが、県内で集めたペットボトルキャップを県内で使う指定ごみ袋をつくるためにレジ袋の売上金を活用してみるのもいいのではないかと先日子神戸市の話聞いて思った。というのも、やはりリサイクルをして作った指定ごみ袋は通常の指定ごみ袋より少し割高になるので、消費者に受け入れられなかったということを担当者から伺ったので、そこにレジ袋の売上金を充てることで、お金の循環も資源の循環もできる。結果的に県民から集めたペットボトルキャップが、県民が使う指定ごみ袋になるので、そういう点で普及啓発にもなると思う。自分たちがリサイクルしたものが指定袋になって戻ってきていることが分かるのではないかと思う。レジ袋の有料化が始まって紙袋も含めてなんでもかんでも3円、5円取られて、結局それが事業者の売上金になっている感じが否めない。なぜレジ袋を有料化してその有料化で集めたお金の使い道を明確にしているのは県内のスーパーで2、3件くらいである。兵庫県の取組もあるが、そこに登録している事業者もまだまだ少ないと思うので、事業者も県民も巻き込んでプラスチックごみゼロアクションやプラスチックごみの削減を働きかけるためには消費者の生活に身近なものを見せていくことが一番分かりやすいと思う。これからプラスチックスプーン等の有料化が進むのであれ

ば、集めたお金がプラスチックの削減や資源循環に使われているということが分かると理解されやすいと思う。

(藤田委員)

私は個人的には「生分解性プラスチック素材の導入普及」は、プラスチックごみゼロアクションと矛盾しているのではないかと思う。温暖化の適用策と同じ感じがする。結局ほとんど生分解性プラスチック素材が普及すれば、それをレジ袋に使ってはどうかという話は必ず出てくると思うのであまり良い案ではないと思う。

(盛岡部会長)

10年以上前に北九州でごみからある種のプラスチックをつくり、それを指定ごみ袋に使うという5年間プロジェクトがあったが、大変だった。それと同じことが生分解性プラスチック素材の導入普及にも少し関わってきているので、原理原則を見据えた上で段階的にやっているのか、究極の産物としてやっているのかということは見極めておかなければいけない。事業者はビジネスライクに進めているが、公共政策としては少し距離をおいて、しかし育てていくものは育てていくというようにしてはどうか。

「今後の取組」と「新たな取組方法の検討」は行政としてこれはやりたいというものを書かれているが、あまり体系という面から見たときになぜこれが特出しされているかという説明があまりない。典型的なのが、西村委員から意見のあった主体別のマトリクスに入れてみるとごく一部だという感想をもたれる。逆にそれを本当にやりたいなら、これをやれば他の部分も併せて政策が進むという引き上げ効果も考えて社会経済的な仕組みをつくるということまで考えていかないといけない。行政の得意分野であるとは思いますが、諮問を受けた以降に、そういった議論を部会でやっていくことなるだろう。そのスタートラインには立てたと思う。

(中野委員)

「新たな取組方法の検討」に生分解性プラスチックや合成化学繊維を含む衣料品という出口の利用をなぜ強調するのかという感じがある。プラスチックのことを言うのであれば、容りと容り以外や容器包装と繊維プラスチック等、国があまり手を付けられていなかったところを県として整理する、例えば西村委員の意見であった主体別など別の切り口があるのではないかと思う。

(盛岡部会長)

他にも意見があれば、箇条書きで結構なので事務局までお寄せ頂きたい。

(閉会 15:35)